

# 宇宙法 ミニセミナーについて

慶應義塾大学宇宙法研究センター  
研究員 菊地 耕一

# 宇宙法ミニセミナーの概要

- 目的

宇宙法研究センターでは、プロジェクト毎に専門家に集まって頂き研究を実施してきた。その成果を広く共有し、新しい研究を生み、日本の宇宙法に関する能力を高めることを目的として、本年度から宇宙法ミニセミナーを開催することとした。

- 形式

一般公開（宇宙法研究センターHPに開催案内を掲載、開催後に資料も掲載）

- 対象

宇宙法に関心のある政府関係者、企業関係者、弁護士、法務関係者等

# 2019年度の開催結果

- 第1回

日時：2019年7月12日（金） 10:00～12:00

会場：慶応義塾大学三田キャンパス東館6階G-Lab

テーマ：「米STMの動向について」

講師：岩井貴志 JAXA総務部法務・コンプライアンス課

竹内悠 JAXA有人宇宙技術部門事業推進部

吉富進 内閣府宇宙開発戦略推進事務局

参加者：約60名

# 2019年度の開催結果

- 第2回

日時：2019年12月3日（火） 10:00～12:00

会場：慶応義塾大学三田キャンパス北館ホール

テーマ：「持続可能な宇宙開発利用のためのガバナンス構築」

① 「宇宙空間とサイバー空間のガバナンス」

② 「持続可能な宇宙開発利用に向けた我が国の法的環境整備-射場の拡大とスペース・デブリ対策を中心として」

講師：① 菊地耕一 慶應義塾大学宇宙法研究センター

② 高取 由弥子 涼和綜合法律事務所

参加者：約60名

# 「米STMの動向について」

## アジェンダ

1. 背景—STMとは何か
2. SUMMIT FOR SPACE SUSTAINABILITY
3. SPACE ENTERPRISE SUMMIT
4. 米政府実務関係者等
5. まとめ（所感）

# 「米STMの動向について」

## ポイント

- 2017年の米国CSTM政策発表、2018年の米国SPD-3発表により検討が加速したSTMについて、2019年6月にWDCで2つのシンポジウムが開催された（SWF主催、DOC/DOS主催）。
- 米国は国内ステークホルダーのコンセンサスを形成した上で、STM政策を国際的にリードしたいものと考えられる。ただし、DOCに権限を与えるには議会承認（授權法）が必要。
- 他方、シンポジウムの直前に国連COPUOSで採択されたLTSガイドラインは、政治的普遍性、実効性、技術的妥当性を有し、国際規範となりうると考えられる。
- STM政策は、持続可能な宇宙活動の一手段としての位置付けに変化しつつあると考えられる。

# 「宇宙空間とサイバー空間のガバナンス」

## アジェンダ

1. はじめに
2. 宇宙空間で今、起こっていること
3. サイバー空間で今、起こっていること
4. 宇宙空間のガバナンス
5. サイバー空間のガバナンス
6. まとめ

# 「宇宙空間とサイバー空間のガバナンス」

## ポイント

- 1950年代～1960年代の宇宙活動の黎明期において宇宙諸条約が制定され、その後の各種の宣言やガイドラインが補完することで規範が構築されてきた宇宙空間に対し、1990年代以降のインターネットの急拡大によって誕生したサイバー空間には相当する規範が確立していない。
- 両空間の成り立ちと特徴、両空間で現在発生している諸課題、国際的な議論の状況について比較するとともに、宇宙条約とタリンマニュアル2.0を用いて、両空間の規範（管轄権や活動の諸原則の考え方）を比較した。さらに、サイバー空間における民間発の規範として、グーグルAI原則を取り上げ、これらの比較から両空間の規範の在り方への含意を探った。
- サイバー空間のガバナンスへの示唆：国家間で基本理念、規範を構築・共有できるか？
- 宇宙空間のガバナンスへの示唆：民間企業の規範が影響力を持つことはあり得るか？



# 「持続可能な宇宙開発利用に向けた我が国の法的環境整備 – 射場の拡大とスペース・デブリ対策を中心として」

## アジェンダ

1. 小型ロケット開発と射場の拡大がもたらす効果
2. 我が国で研究開発中の洋上発射がもつ潜在力と法的課題
3. 国内ロケット落下事故及び人工衛星の軌道上・落下事故による損害賠償責任
4. 頻発・激甚化する災害とスペース・デブリのリスク
5. スペース・デブリ対策の国内法制化と事業者の負担緩和策

# 「持続可能な宇宙開発利用に向けた我が国の法的環境整備 – 射場の拡大とスペース・デブリ対策を中心として」

## ポイント

- 移動式洋上フロートからのロケット打上げは、コスト、安全性、効率性等の観点で潜在力を有するが、「台船」は船舶法上の船舶に該当しないため、宇宙活動法が適用されない可能性が高く、公海に出た場合に国籍を有しない船舶とみなされる恐れもある。適切な保護及び宇宙活動法の改正の検討が必要。
- 宇宙活動と原発の損害賠償制度を比較すると、前者は金額、後者は事故原因によって民間保険と政府補償を分けている。宇宙活動については軌道上事故の補償という課題もある。軌道上事故については、国が講ずべき措置・法制度として、適時適切な基準設定・改定と監督、人工衛星管理者の賠償義務の履行確保、宇宙活動法上の紛争解決制度が必要と考えられる。
- 宇宙空間の持続的な利用と宇宙産業の発展のためには宇宙デブリ対策が重要。国際的な取り組みとして、国連やIADCなどのガイドラインとSSRがあるが、両者の関係性など疑問点もある。デブリ対策の国内法制化には事業者の負担緩和策を考慮すべき。

2020年度もご期待ください